

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成24年2月17日
【会社名】	株式会社ヨンキュウ
【英訳名】	THE YONKYU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠岡 恒三
【本店の所在の場所】	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235
【電話番号】	0895(24)0001(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 清水 敏雄
【最寄りの連絡場所】	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235
【電話番号】	0895(24)0001(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 清水 敏雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,365,120,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,580,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成24年2月17日（金）開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,580,000株	1,365,120,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,580,000株	1,365,120,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
864	-	100株	平成24年2月27日（月）～ 平成24年3月2日（金）	-	平成24年3月5日（月）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で「総数引受契約書」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに、割当予定先との間で「総数引受契約書」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヨンキュウ 経理部	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社伊予銀行 宇和島支店	愛媛県宇和島市新町2丁目8番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,365,120,000	3,000,000	1,362,120,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,362,120,000円につきましては、食の安心・安全を謳ったブランドイメージの確立のために水産物の放射性物質検査の範囲・頻度をこれまでより拡大して実施するための費用に50百万円（平成24年3月以降2年間分を予定）、連結子会社への投融資資金に1,312百万円（平成24年5月以降2年間分を予定）を充当する予定であります。当該連結子会社への投融資資金の内容は、平成20年から子会社において試験的に実施してきたマグロ養殖事業を本格的に実施するための運転資金に330百万円（平成24年5月以降2年間分を予定）、新規事業（ウナギ養殖事業）への設備投資資金に982百万円（平成24年12月以降を予定）を充当する予定であります。

なお、支出までの資金管理は、普通預金口座にて行います。

設備計画の内容につきましては、本有価証券届出書提出日（平成24年2月17日）現在以下のとおりであります。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定	完成後の 増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）				
連結子会社	事業所名は未定 （注）1	その他	うなぎ養殖設備 （土地建物等）	1,300	-	自己資金及び 増資資金	平成24年 12月	平成25年 12月	（注）2

(注) 1. うなぎ養殖事業の今後の予定ですが、平成24年8月頃に当社100%出資の子会社を設立し、鹿児島県、宮崎県及び高知県等から候補地を選定し、平成24年12月には着手予定となっております。

2. うなぎ養殖事業における完成後の増加能力（生産能力）は約200万尾/年間を予定しております。

3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社魚力
本店の所在地	東京都八王子市石川町2969番地5
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 第27期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日) 平成23年6月30日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第28期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日) 平成23年8月12日 関東財務局長に提出 第28期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日) 平成23年11月14日 関東財務局長に提出 第28期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日) 平成24年2月14日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		割当予定先とは中央卸売市場内の荷受会社経由で養殖魚の販売等の取引があります。

(注) 提出者と割当予定先との間の出資関係は、平成23年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

a 割当予定先の概要

名称	有限会社松下水産
本店の所在地	愛媛県宇和島市津島町北灘甲1047番地の第5
代表者の役職及び氏名	代表取締役 松下 和俊
資本金	10,000,000円
事業の内容	魚類養殖及び鮮魚並びに養殖用餌料の販売等
主たる出資者及び出資比率	松下和俊（出資比率：60.00%）

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	割当予定先とは養殖魚の仕入、稚魚及び餌料・飼料の販売等の取引があります。	

（注）提出者と割当予定先との間の出資関係は、平成23年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

a 割当予定先の概要

名称	有限会社木村水産
本店の所在地	愛媛県宇和島市津島町北灘甲354番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 木村 悦男
資本金	3,000,000円
事業の内容	魚類養殖
主たる出資者及び出資比率	木村悦男（出資比率：100%）

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	割当予定先とは養殖魚の仕入、稚魚及び餌料・飼料の販売等の取引があります。	

（注）提出者と割当予定先との間の出資関係は、平成23年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

a 割当予定先の概要

名称	有限会社坂本水産
本店の所在地	愛媛県宇和島市蛤304番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 坂本 佐市
資本金	3,000,000円
事業の内容	魚介類の養殖及び販売等
主たる出資者及び出資比率	坂本弘行（出資比率：55.33%）、坂本佐市（出資比率：19.00%）

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	割当予定先とは地元の漁業協同組合経由で養殖魚の仕入、稚魚及び餌料・餌料の販売等の取引があります。	

（注）提出者と割当予定先との間の出資関係は、平成23年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社を取り巻く水産業界は、従来から世界的に進行する水産資源の枯渇や若い世代を中心とした「魚離れ」による魚消費の低迷という問題に加え、近時の放射能汚染の影響により食の安全性に対する消費者の不安が高まったことにより、今後は一層厳しい状況を迎えるものと予想されます。そのような中、当社は、経営の合理化や経営課題等への迅速な対応・改善に取り組み、収益確保に努めてまいりましたが、今般、以下の各企業との関係を強化し、水産資源の安定した供給源の確保、商品販売力の拡大・強化、食の安心・安全を謳ったブランドイメージの確立等といった様々な施策を積極的に講じることにより、更なる業績向上、収益基盤の強化を図ることを目指しております。

株式会社魚力は、首都圏及び中京圏において鮮魚の販売や飲食店の経営を行っています。当社が同社と資本・業務提携を行うことにより、当社は、同社の販売ノウハウを活用した当社商品の販路拡大を実現することが可能です。

また、現在は養殖魚を中心とした取引を行っている当社において、養殖魚と同様に天然魚の仕入れにも注力している同社との関係を強化することは、当社の天然魚の取引量増加に繋がり、ひいては多種多様な水産資源の取引を通じた売上の増加が期待できます。

有限会社松下水産、有限会社木村水産及び有限会社坂本水産はいずれも当社と取引のある養殖業者です。同社らとの関係を強化することは、当社にとって、安定した水産資源の確保に繋がります。また、当社が納入した安心・安全な餌を同社らに卸し、同社らにおいてかかる餌のみを使用した水産物の養殖を当社の管理下で実施させることにより、当社は、安心・安全な水産物の供給を同社らから安定的に受けることができます。さらに、当社は、同社らから供給を受けたこの安心・安全な水産物を株式会社魚力の販売ノウハウを利用して販売すること等を通じて、当社が扱う水産物に「安心・安全」といったブランドイメージが確立・定着することになると確信しております。

このように、上記各社らとの資本・業務提携による関係強化は、水産資源の安定した供給源の確保、商品販売力の拡大・強化、ブランドイメージの確立等といった複合的なメリットを当社にもたらし、かかるメリットは当社の成長と発展に大きく寄与すると考えられることから、当社は、同社らを割当予定先に選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式	1,580,000株
内訳 株式会社魚力	400,000株
有限会社松下水産	530,000株
有限会社木村水産	300,000株
有限会社坂本水産	350,000株

e 株券等の保有方針

各割当予定先からは、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。

また当社は、各割当予定先に対して、自己株式処分の期日（平成24年3月5日）から2年間において、本自己株式処分により取得した当社株式の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称および譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社大阪証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書の発行を依頼する予定であり内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

株式会社魚力につきましては、同社の有価証券報告書（第27期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）及び四半期報告書（第28期第3四半期 自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）における貸借対照表の現金及び預金の状況等により、本自己株式処分に係る払込みに必要な現預金を有していることを確認しております。また、平成24年2月17日付けで割当予定先との間で締結いたしました資本業務提携契約において、割当予定先が本自己株式処分に係る払込金額の総額を払込期日に払い込むことの確約を得ております。

有限会社松下水産につきましては、金融機関からの借入れにより、本自己株式処分に係る払込みを行う予定です。当社は、有限会社松下水産が、株式会社伊予銀行宇和島支店より融資証明書を受けていることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。また、平成24年2月17日付けで割当予定先との間で締結いたしました資本業務提携契約において、割当予定先が本自己株式処分に係る払込金額の総額を払込期日に払い込むことの確約を得ております。

有限会社木村水産につきましては、金融機関からの借入れにより、本自己株式処分に係る払込みを行う予定です。当社は、有限会社木村水産が、株式会社伊予銀行宇和島支店より融資証明書を受けていることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。また、平成24年2月17日付けで割当予定先との間で締結いたしました資本業務提携契約において、割当予定先が本自己株式処分に係る払込金額の総額を払込期日に払い込むことの確約を得ております。

有限会社坂本水産につきましては、金融機関からの借入れにより、本自己株式処分に係る払込みを行う予定です。当社は、有限会社坂本水産が、株式会社香川銀行宇和島支店より融資証明書を受けていることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。また、平成24年2月17日付けで割当予定先との間で締結いたしました資本業務提携契約において、割当予定先が本自己株式処分に係る払込金額の総額を払込期日に払い込むことの確約を得ております。

g 割当予定先の実態

株式会社魚力は、株式会社東京証券取引所に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成23年6月29日）において、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する考え方を持っていることについて確認しております。また、ホームページ等から、その経営理念と行動規範において、反社会的な行為や地域社会の利益を損なう行為を一切許さないことを確認しております。したがって、同社グループ及びその役員、従業員は、反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。更にその判断を補完すべく、第三者機関である株式会社帝国データバンク松山支店（愛媛県松山市）の調査により、反社会的勢力との関係を有していないことを確認した調査報告書を受領しており、別途その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しています。

有限会社松下水産、有限会社木村水産及び有限会社坂本水産につきましては、当社ルールに基づき日経テレコン21及びインターネット検索サイトを利用し、法人名、役員名、及び判明している株主名並びに取引先等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検出されなかったため、反社会的勢力等とは一切関係を有しないと判断いたしました。更にその判断を補完すべく、第三者機関である株式会社帝国データバンク松山支店（愛媛県松山市）の調査により、反社会的勢力との関係を有していないことを確認した調査報告書を受領しており、別途その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、平成24年2月17日開催の取締役会決議の前営業日である平成24年2月16日の株式会社大阪証券取引所における当社株式の終値である864円といたしました。

当該発行価格864円につきましては、発行決議日の直前1ヶ月間（平成24年1月17日から平成24年2月16日）における当社株式の終値の平均値810円（円未満切捨て）とのプレミアム率が6.6%、直前3ヶ月間（平成23年11月17日から平成24年2月16日）における当社株式の終値の平均値665円（円未満切捨て）とのプレミアム率が29.9%、直前6ヶ月間（平成23年8月17日から平成24年2月16日）における当社株式の終値の平均値564円（円未満切捨て）とのプレミアム率が53.1%となっておりますが、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記発行価格の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査役全員（3名、うち社外監査役2名）から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利でなく適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の条件の合理性に関する考え方

今回の処分数量1,580,000株は、当社発行済株式総数11,556,084株に対して、13.67%（平成23年9月30日時点の総議決権数98,836個に対する割合は15.99%）であり、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、各割当予定先との資本・業務提携による関係強化は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本自己株式処分における発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
有限会社オフィスFRM	愛媛県宇和島市新田町2丁目2番19号	-	- %	1,350	11.78%
笠岡 暁美	愛媛県宇和島市	97	0.99%	922	8.04%
竹内 裕美	愛媛県宇和島市	250	2.53%	894	7.80%
笠岡 伸一	愛媛県宇和島市	837	8.47%	837	7.30%
有限会社シンセイ	愛媛県宇和島市築地町2丁目7番11号	728	7.37%	728	6.35%
有限会社松下水産	愛媛県宇和島市津島町北灘甲1047番地の第5	-	- %	530	4.62%
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1	477	4.83%	477	4.17%
株式会社魚力	東京都八王子市石川町2969番地5	-	- %	400	3.49%
有限会社坂本水産	愛媛県宇和島市蛤304番地	-	- %	350	3.05%
笠岡 繁樹	愛媛県宇和島市	335	3.40%	335	2.93%
計	-	2,726	27.59%	6,825	59.54%

(注) 1. 本自己株式処分前の大株主構成は、平成23年9月30日現在の株主名簿を基準としております。また、提出日現在までの大量保有報告書及びその変更報告書による大株主の異動についても反映し記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数に、本自己株式処分により増加する議決権数(15,800個)を加えて算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第37期）（平成23年3月期）及び四半期報告書（第38期）（平成24年3月期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年2月17日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年2月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第37期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日（平成24年2月17日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定	完成後の 増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）				
連結子会社	事業所名は未定 （注）1	その他	うなぎ養殖設備 （土地建物等）	1,300	-	自己資金及び 増資資金	平成24年 12月	平成25年 12月	（注）2

（注）1. うなぎ養殖事業の今後の予定ですが、平成24年8月頃に当社100%出資の子会社を設立し、鹿児島県、宮崎県及び高知県等から候補地を選定し、平成24年12月には着手予定となっております。

2. うなぎ養殖事業における完成後の増加能力（生産能力）は約200万尾/年間を予定しております。

3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第37期）の提出日（平成23年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年2月17日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

平成23年6月30日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成23年6月29日開催の当社第37期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円とする。

その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を3億円減少し、別途積立金を3億円増加させる。

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、笠岡恒三及び笠岡繁樹を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中山孝司を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任により取締役を退任されます楠本憲男氏に対し、当社所定の「役員退職慰労金取扱規程」に定める基準の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	59,057	9,249	0	(注)1	可決(85.52%)
第2号議案				(注)2	
笠岡 恒三	59,753	8,553	0		可決(86.53%)
笠岡 繁樹	58,749	9,557	0		可決(85.07%)
第3号議案				(注)2	
中山 孝司	68,080	226	0		可決(98.58%)
第4号議案	67,563	743	0	(注)1	可決(97.84%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権(98,819個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

平成23年7月15日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、当社代表取締役会長兼社長 笠岡信夫氏の死去（平成23年7月12日）に伴い、平成23年7月15日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数(注2)
笠岡 信夫(注1) (大正13年12月14日生)	-	代表取締役会長兼 社長	平成23年7月12日	1,124,308株
笠岡 恒三 (昭和34年10月6日生)	代表取締役社長	専務取締役	平成23年7月15日	30,600株

(注) 1. 異動理由は、死亡による退任であります。

2. 所有株式数については、平成23年6月30日現在の株式数を記載しております。

(2) 新たに代表取締役となる者についての主要略歴

氏名	略歴
笠岡 恒三	昭和55年4月 四国急速冷凍株式会社 入社（現 株式会社ヨンキュウ）
	昭和57年9月 四国急速冷凍株式会社 取締役
	平成2年5月 四急運輸株式会社 取締役
	平成4年6月 当社常務取締役
	平成16年6月 当社代表取締役専務
	平成18年9月 当社代表取締役専務を辞任 9月 株式会社海昇 代表取締役社長
	平成23年6月 株式会社海昇 代表取締役社長を辞任、取締役に就任（現任） 6月 当社専務取締役

以上

平成23年11月28日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名または名称

主要株主でなくなる者 笠岡 繁樹

主要株主となる者 有限会社オフィスFRM

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主数等の議決権に対する割合

(笠岡 繁樹)

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 16,858個

異動後 3,358個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 17.06%

異動後 3.40%

(有限会社オフィスFRM)

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 - 個

異動後 13,500個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 13.66%

(3) 当該異動の年月日

平成23年11月28日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 2,187,615,000円

発行済株式総数 11,556,084株

以上

平成24年1月20日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名または名称

主要株主でなくなった者 笠岡 信夫

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主数等の議決権に対する割合

(笠岡 信夫)

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 1,124,308個

異動後 - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 11.31%

異動後 - %

(3) 当該異動の年月日

平成24年1月20日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 2,187,615,000円

発行済株式総数 11,556,084株

以上

平成24年2月10日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成24年1月20日に提出した臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

主要株主の異動

(省略)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主数等の議決権に対する割合

(笠岡 信夫)

当該主要株主の所有議決権の数

(以下省略)

3 訂正内容

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主数等の議決権に対する割合

(笠岡 信夫)

(訂正前)

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 1,124,308個

異動後 - 個

(訂正後)

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 11,243個

異動後 - 個

(以下省略)

訂正箇所は_____線で示しております。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月30日 四国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第38期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月14日 四国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月24日

株式会社 ヨンキュウ
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 高木 快雄
業務執行社員代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンキュウの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンキュウ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヨンキュウの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ヨンキュウが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社 ヨンキュウ
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 高木 快雄
業務執行社員代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンキュウの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンキュウ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載の通り、会社は平成23年5月12日開催の取締役会において、株式会社海昇の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヨンキュウの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ヨンキュウが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書の付記事項に記載の通り、会社は平成23年5月12日開催の取締役会において、株式会社海昇の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

株式会社ヨンキュウ
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員	公認会計士	高木 快雄
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	南 幸治
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンキュウの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨンキュウ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

株式会社ヨンキュウ
取締役会御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 高木 快雄
業務執行社員

代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンキュウの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンキュウの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

株式会社ヨンキュウ
取締役会御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 高木 快雄
業務執行社員

代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンキュウの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンキュウの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載の通り、会社は平成23年5月12日開催の取締役会において、株式会社海昇の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議した。
2. 重要な後発事象に記載の通り、会社は平成23年6月20日開催の取締役会において、株式会社海昇に対し資金の貸付を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。